

学校における働き方改革の推進に 向けた実行プログラム 中間のまとめ

令和5年11月
東京都教育委員会

目次

第1 実行プログラム策定について	3
1 実行プログラム策定の背景	3
2 実行プログラム策定の考え方	6
第2 具体的な取組の方向性	8
実行プログラムの体系	8
Ⅰ 学校・教員が担うべき業務の精査	9
Ⅱ 役割分担の見直しと外部人材の活用	10
1 外部人材の配置拡充	10
2 部活動改革の推進	11
3 TEPRO・民間事業者等の活用	12
Ⅲ 負担軽減・業務の効率化	13
1 人員体制の強化	13
2 指導業務の改善	14
3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善	15
4 DXの推進	16
Ⅳ 働く環境の改善	17
1 処遇改善の検討	17
2 教員が働きやすい職場づくり	18
3 教員の成長を支える仕組みづくり	19
Ⅴ 意識改革・風土改革	20
参考 主な取組（校種別）	21
小学校・中学校	21
高等学校・特別支援学校	22

1 実行プログラム策定の背景

(1) これまでの経緯・現状

- 都教育委員会は、教員の長時間労働を改善し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできました。
- こうした取組の結果、東京都公立学校教員の時間外勤務の状況は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にあります。

(2) 国、民間企業等の動向

- 現在、国においても、働き方改革の検討が進められています。具体的には、令和5年5月に文部科学大臣が、中央教育審議会に対し、更なる学校における働き方改革の在り方等について検討することを諮問しました。これを踏まえ、8月には、中央教育審議会初等中等教育分科会の「質の高い教師の確保特別部会」が、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進や学校における働き方改革の実効性の向上等を内容とする「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」について、提言を行いました。
- 民間企業においても、平成31年4月の働き方改革関連法の施行等により、時間外労働の上限規制や勤務間インターバルの導入促進など、長時間労働の抑制やライフ・ワーク・バランス実現のための取組が進められています。特に令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、デジタル化やテレワークが進められたことで、従業員の働き方が大きく変化しています。また、従業員の心身の健康の維持増進はもとより、日々の生活の質や職業人生を豊かにすることなど、「ウェルビーイング」の実現を経営理念として掲げる企業も増えています。

(3) 「健康的な職場環境を実現するための宣言」と働き方改革の一層の推進

- こうした状況を踏まえ、都教育委員会は、教員がやりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくことを宣言します。また、その実現に向けて、これまでの働き方改革に関する取組を着実に進めるとともに、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策を「実行プログラム」として取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速していきます。

これまでの経緯

- 平成30年2月 教員の長時間労働の実態を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」を策定
- 令和2年度 都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定
- 令和4年度 都立学校教員勤務実態調査を実施（令和5年7月集計結果公表）
- 令和5年度 これまでの取組の充実とともに学校現場のDX・部活動の地域連携を推進

（目的） ①教員一人一人の心身の健康保持の実現
②誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備

➔ 学校教育の質の維持向上

〈方針に定める上限時間の原則〉

- 時間外における在校等時間について、1か月45時間
- 時間外における在校等時間について、1年間360時間

これまでの主な取組

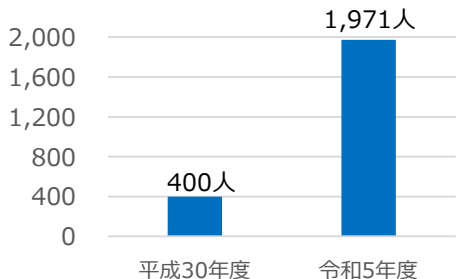
・外部人材の活用

【その他の外部人材の活用事業】 社会の力活用事業、エデュケーション・アシスタントの配置 など

■ スクール・サポート・スタッフの配置

・学習プリントの印刷など、教員の授業準備等をサポートするスタッフを配置<小学校・中学校>

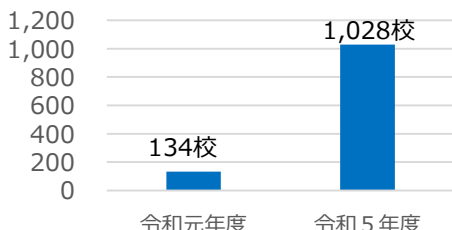
事業の予算規模（配置規模）



■ 学校マネジメント強化事業の実施

・副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置し、行政機関からの調査対応や教職員の服務管理等の業務を実施<小学校・中学校・都立学校>

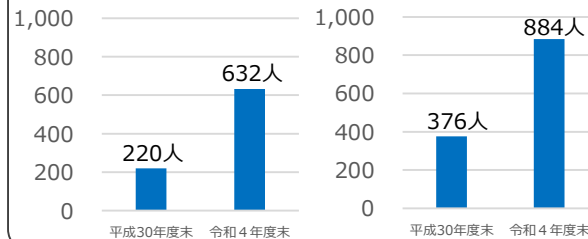
事業の予算規模（配置規模）



■ 部活動指導員の配置

・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置<中学校・都立学校>

部活動指導員配置延人数（中学校） 部活動指導員配置実人数（都立学校）



・デジタル化の推進

■ TOKYOスマート・スクール・プロジェクト<都立学校>

・「学び方改革」、「教え方改革」に加え、「働き方改革」の観点から、定期考査採点・分析システムや統合型校務支援システム、庶務事務システムの導入等、デジタル環境の整備を実施

【働き方改革に関するこれまでの主な取組】

● 定期考査採点・分析システム（令和3年度から）

定期考査や小テストの採点業務の効率化、採点結果の集計・分析など

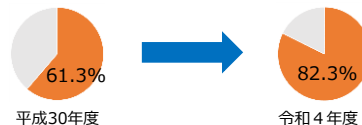
● 統合型校務支援システム（令和4年度から）

児童生徒の学籍情報・出欠・成績・保健情報の一元管理、指導要録・調査書・時間割作成など

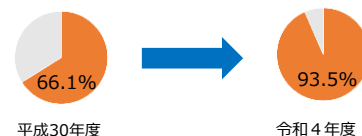
● 庶務事務システム（令和4年度から）

教員の休暇申請、出退勤の打刻など

学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている区市町村の割合



ICTを活用し、授業準備について教材や指導案を共有化している区市町村の割合



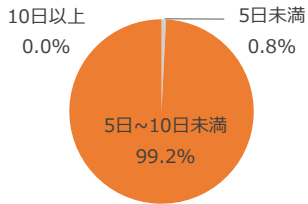
※ 文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」より

その他の取組

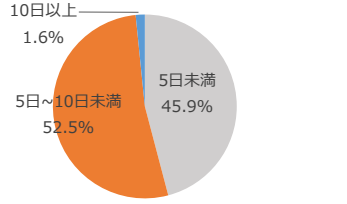
■ 夏季休業期間等における学校閉庁日の設定<小学校・中学校・都立学校>

・夏季休業期間等に、夏期講習や部活動、施設開放等の業務を原則実施しない日を設け、教職員が休暇を取得しやすい環境を整備

令和4年度学校閉庁日設定日数(都立)



令和4年度学校閉庁日設定日数(区市町村)



文部科学省「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(令和4年12月)より

■ (公財)東京都教育支援機構(TEPRO)による学校の支援<小学校・中学校・都立学校>

・都内公立学校を多角的に支援するために、都教育委員会が令和元年に設立。「Supporter Bank」、「学校法律相談デスク」などの事業で学校を支援

TEPRO Supporter Bank

児童生徒の学習や部活動の支援、教員の事務支援等を行うサポーターを募集し、学校に紹介するとともに、機構コーディネーターがマッチングを支援

学校法律相談デスク

都立学校において生じる日常的な懸案事項について、教育分野に詳しい弁護士と学校経験が豊富なTEPRO相談員が連携し、法的知見・教育的知見に基づく助言を速やかに実施

【上記以外の取組】 小学校教科担任制の推進、教員の校務負担軽減のための時数軽減、部活動の地域連携等に向けた支援事業(中学校)、職員室の環境改善(都立学校) など

教員の状況 <教員の1か月当たりの時間外勤務の状況>

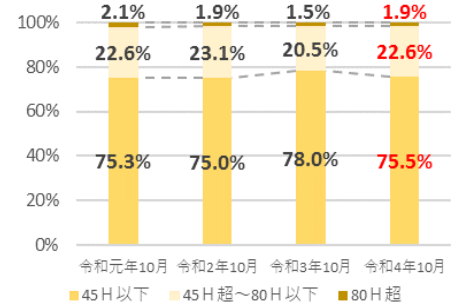
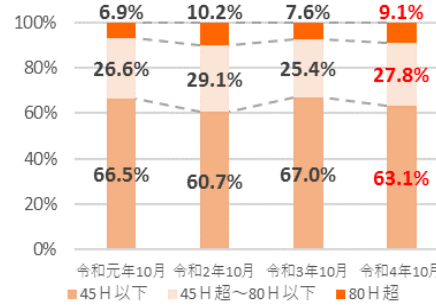
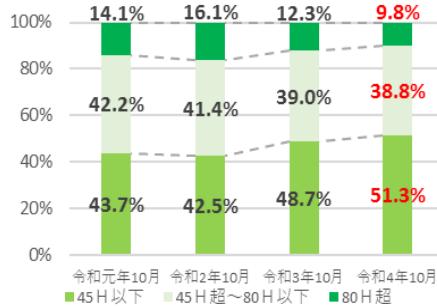
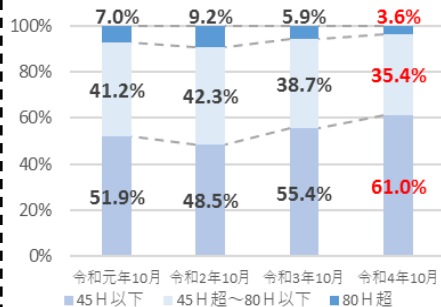
◇ カードシステム等で把握した10月の在校等時間の比較

※ 校外における時間外勤務を含む(一部の地区除く)

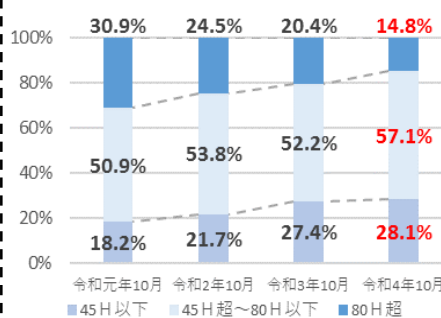
都内公立小・中学校等

都立学校

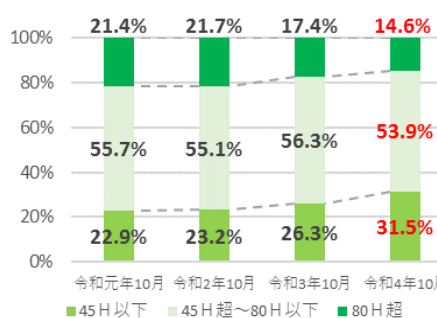
○ 教諭等(主幹教諭・指導教諭・主任教諭含む)



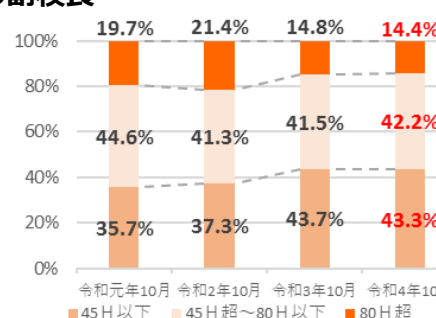
▲ 小学校 ▼



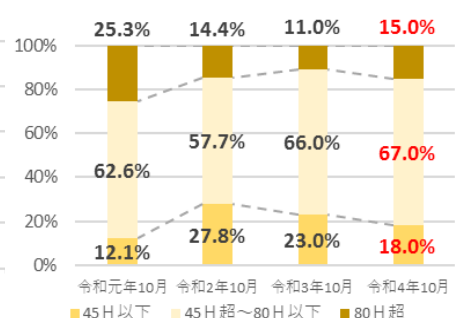
▲ 中学校 ▼



○ 副校長



▲ 高等学校 ▼



▲ 特別支援学校 ▼

2 実行プログラム策定の考え方

(1) 目的

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図ること

(2) 位置付け

- 都立学校教員の服務監督権者である都教育委員会の実施計画
- 区市町村立学校教員の服務監督権者である区市町村教育委員会による取組の促進を目指すもの

(3) 計画期間

令和5年度から令和8年度まで（4年間）

(4) 成果指標・目標値

- 「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づき、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロとすることを目指します。
- 教員の勤務時間のほか、教員の心身の健康保持や仕事に対するやりがい等の観点からの成果指標についても設定していきます。
- 各成果指標については目標値を設定し、毎年度、達成状況を把握・公表することにより、各施策の効果検証や改善・充実等に活用します。

(5) 取組の方向性

- 学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校・教員の役割が肥大化する中、学校・教員が担うべき業務を精査した上で、民間事業者や地域等との役割分担、外部人材の活用、DXの推進等を進めることにより、業務の負担軽減や効率化等を一層図っていく必要があります。
- また、教員が意欲をもって安心して働き続けられるようにするためには、その働きに見合った処遇の実現や、相談しやすい職場づくりなど、働く環境の改善も重要です。
- さらに、教員一人一人が意識を改め、管理職を中心に職場の古い慣習等を打破し、新しい時代にマッチした職場風土を作っていくことや、保護者や地域社会の方々の理解・協力も必要です。
- 教員の長時間労働には、様々な要因が絡んでいることから、学校における働き方改革に特効薬はなく、何か一つの取組で解決するものではないことから、多角的かつ継続的に、取り組んでいくことが重要です。
- このため、本実行プログラムでは、取組の方向性として以下の5つの柱を掲げ、学校における働き方改革の推進に向けた総合的な対策を講じていくこととします。
- 都教育委員会は、自ら改革に取り組むとともに、各区市町村教育委員会や各学校、そして教員一人一人が、それぞれの立場で自分事として主体的に改革を進められるよう、支援や働きかけに取り組んでいきます。

< 5つの柱 >

- I 学校・教員が担うべき業務の精査**
- II 役割分担の見直しと外部人材の活用**
- III 負担軽減・業務の効率化**
- IV 働く環境の改善**
- V 意識改革・風土改革**

第2 具体的な取組の方向性

<実行プログラムの体系>

I 学校・教員が担うべき業務の精査

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

1 外部人材の配置拡充

2 部活動改革の推進

3 TEPRO・民間事業者等の活用

III 負担軽減・業務の効率化

1 人員体制の強化

2 指導業務の改善

3 教員が行う事務の見直し・縮減、
校務の改善

4 DXの推進

IV 働く環境の改善

1 処遇改善の検討

2 教員が働きやすい職場づくり

3 教員の成長を支える仕組みづくり

V 意識改革・風土改革

【注意事項】

各種取組については、現時点での予定であり変更が生じる可能性があります。確定した内容ではありませんので御留意ください。

I 学校・教員が担うべき業務の精査

【課題・背景】

- 我が国の教員は、他の国の教員と比べて広範な業務を担っています。例えば、登下校に関する対応や、学校徴収金の徴収・管理、児童・生徒の休み時間における対応、校内清掃など、他の国の教員が担っていない業務も担っている場合があります、こうしたことが、教員の長時間労働や負担につながっていると指摘もあります。
- 平成31年1月の中央教育審議会答申において、「日本型学校教育」の下、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大する中、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」が示されました。こうした中、本年8月には、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底を図る必要があることについて、提言を行っています。

平成31年の中央教育審議会答申^(※)で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）

取組の方向性

教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるよう、学校・教員が担うべき業務を精査

（取組）

- 学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域人材や民間事業者の活用等を含め対応策を検討するなど、学校・教員が担う業務の適正化を推進【小中高特】

Ⅱ 役割分担の見直しと外部人材の活用

1 外部人材の配置拡充

【課題・背景】

- 都教育委員会では、副校長を含む教員が、教員でなければならない業務に集中できるようにするため、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等の外部人材の活用を図っています。
- 副校長補佐については、行政機関からの調査対応や教職員のサービス管理、来客対応等の業務を実施しており、約1,000校に配置しています。また、スクール・サポート・スタッフについては、全小・中学校に各1名配置できる規模の予算を確保しており、9割超の小・中学校に配置しています。
- 配置校においては、時間外在校等時間の縮減が確認できているほか、教員が教材研究をする時間が増えた等、成果が上がっています。

教員とエデュケーション・アシスタントの2人で指導する様子



取組の方向性

教員の業務負担の軽減を図り、時間外在校等時間の縮減等に効果的な副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用を一層推進

(取組)

- 副校長を補佐する外部人材の活用（学校マネジメント強化事業）を拡充【小中高特】
- スクール・サポート・スタッフ（プリント印刷や教材作成等の業務を担う外部人材）の活用を拡充【小中】
- エデュケーション・アシスタント（副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材）の活用を拡充【小】
- 外国語活動、体育等の授業に専門性の高い外部人材を活用する社会の力活用事業を一層推進【小】

2 部活動改革の推進

【課題・背景】

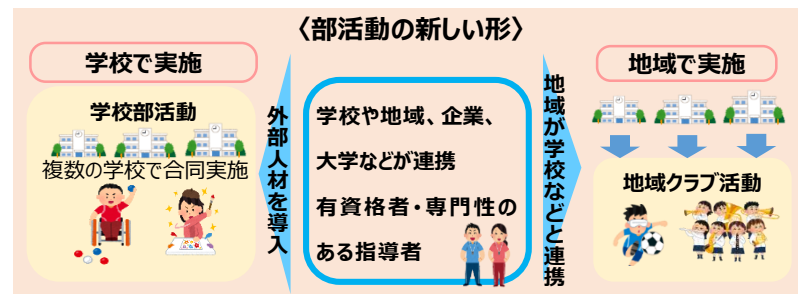
- 部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問をはじめとした関係者の指導の下、学校教育の一環として行われており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義があります。
- 都教育委員会はこれまでも、「部活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、適切な休養日や活動時間の設定や、部活動指導員の配置を進めるなど、教員の負担軽減を図りながら部活動の充実に努めてきました。
- こうした中、昨年12月、スポーツ庁及び文化庁が、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示しました。
- 都教育委員会でも、本年3月に「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、各地区の実態に合った地域連携・地域移行の実現に向けて、取り組んでいます。
- また、都教育委員会が昨年度実施した都立学校教員勤務実態調査では、在校等時間の長い教員ほど、部活動に要する時間が長いことや、半数以上の教員が「部活動指導を少なくしたい」、「部活動指導は外部人材に委ねるべき」との意識をもっていることが分かりました。

取組の方向性

生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ場として部活動の機会を確保するため、部活動指導員の配置や地域連携・地域移行を推進

(取組)

- 部活動指導に伴う負担軽減と部活動指導の充実に資するため、部活動指導員の活用を拡充【中高特】
- 都立高校等において休日の部活動運営を外部に委託するとともに、区市町村への支援を行うなど、休日における部活動の地域連携・地域移行を一層推進【中高】

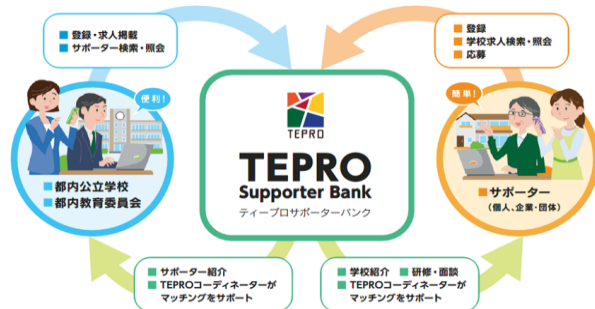


3 TEPRO・民間事業者等の活用

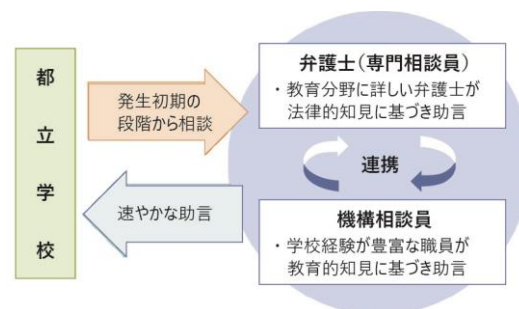
【課題・背景】

- 働き方改革を推進するためには、学校が外部機関等の力を活用することも有効です。
都教育委員会は、令和元年7月、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体として、公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）を設立しました。TEPROでは、人材バンクを設け、学校に外部人材を紹介しているほか、学校からの法律相談等を行っており、学校における働き方改革の推進に欠かせない重要な役割を果たしています。
- 都立高校においては、令和5年度から、進学指導推進校において、民間事業者を活用した校内予備校を実施しています。また、区市町村によっては、プール清掃等の外部委託やシルバー人材センターとの連携による登下校の見守りを実施する学校もあるなど、外部機関等との連携が進んでいます。

人材バンク「TEPRO Supporter Bank」



TEPRO学校法律相談デスク



取組の方向性

教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるよう、TEPROや民間事業者等を活用した負担軽減を一層推進

(取組)

- 人材バンクの戦略的な広報の展開やシステム改修による利便性向上等により外部人材の活用をさらに促進するとともに、法律相談業務や就学支援金等事務支援業務などTEPROを一層活用した学校支援の在り方を検討【小中高特】
- 学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域人材や民間事業者の活用等を含め対応策を検討するなど、学校・教員が担う業務の適正化を推進【小中高特】 <再掲>

Ⅲ 負担軽減・業務の効率化

1 人員体制の強化

【課題・背景】

- 都教育委員会では、令和3年度から、小学校高学年における教科担任制の推進校を指定しており、令和5年度からは実施規模を拡大しています。推進校においては、高学年へ教員を加配し、各教員が教科を分担して授業を行っており、教科が絞られることで特定の教科の教材研究に専念できることによる授業準備の負担軽減や授業の質の向上といった効果を確認しています。
- こうした中、令和5年6月、国の経済財政運営と改革の基本方針2023（以下「骨太の方針2023」という。）において、小学校高学年の教科担任制の強化を速やかに進め、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る方針が示されました。
- また、都教育委員会では、従来の教務主任や生活指導主任等に加え、研究主任や学年主任、ICTリーダー等、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するための時間講師の配置を行っています。これにより、対象教員の在校等時間の軽減が図られるとともに、当該教員が他の教員をサポートできるようになることなどから、学校全体での一人当たりの在校等時間が減少しています。

取組の方向性

教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、小学校教科担任制や校務負担軽減のための時数軽減、外部人材の活用等を推進し、人員体制を強化

（取組）

- 教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、加配措置による小学校高学年における教科担任制を一層推進【小】
- 効果的・効率的な学校運営体制の整備を図るため、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を一層推進【小中高特】
- 副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等外部人材の活用を拡充【小中高特】 <Ⅱ-1「外部人材の配置拡充」参照>

2 指導業務の改善

【課題・背景】

- 質の高い授業を行うためには、授業準備を十分に行う必要がありますが、効果的・効率的に準備を行うことも求められます。教員が児童・生徒と十分に向き合い指導を充実できるよう、業務を改善することが大切です。
- また、本年8月には、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している学校について、見直すことを前提に点検を行う必要があることや学校行事の精選・重点化を図る必要があることなどを提言し、本年9月には、文部科学省が、その提言を踏まえた取組の徹底について通知しています。

取組の方向性

児童・生徒に対する指導の充実に向け、教育課程や日頃の業務を効果的に実施できるよう取組を推進

(取組)

- 若手教員等の授業準備等に要する負担軽減を図るため、授業等で活用する教材等の共有や、指導教諭等の授業動画の配信の一層の推進等について検討【小中高特】
- 標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している都立学校に対し、教育課程編成に係る指導を徹底【小中特】
- 区市町村教育委員会に対し、教育課程編成に係る文部科学省の通知の趣旨等を周知【小中】
- 学校行事について、廃止・統合や規模の縮小、時間の短縮等について、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう、区市町村教育委員会とも連携し、指導・助言【小中高特】

3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

【課題・背景】

- 都教育委員会では、平成31年に教育庁調査ルールを策定し、調査の縮減に取り組んできましたが、都教育委員会が令和4年度に実施した都立学校教員勤務実態調査では、調査への回答等の事務について負担感を感じている教員は約8割にのぼっています。
- また、同調査では、副校長はもとより、主幹教諭等についても校務分掌等の学校経営に関わる業務に多くの時間を要しており、その負担軽減・業務の効率化が求められます。

取組の方向性

教員が授業や授業準備等、教員としての職務に専念し、質の高い教育を実践できるよう、調査・事務の縮減や校務の改善・効率化を図るとともに、副校長等の業務の権限移譲等について検討

(取組)

- 都教育委員会から学校に対する調査等の発出状況等について、現状を把握の上、調査等に係るルール・実施方法を改めて検討するとともに、都庁内各局や関係団体等に対しても学校への調査等に当たっての留意事項を示し協力を依頼するなど、調査等の見直し・縮減を推進【小中高特】
- 副校長や分掌主任等が担う業務の点検を行うとともに、校内での役割分担の適正化・業務の効率化について検討【小中高特】
- 事務職員について、事務負担の軽減を図るとともに、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営に一層参画できるよう検討。また、各種手当の認定や年末調整事務等の庶務関係事務の集約化や業務のペーパーレス化等について検討【小中高特】

4 DXの推進

【課題・背景】

- 都教育委員会では、都立学校において「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」に基づき、「学び方改革」による端末や通信環境の整備、「教え方改革」によるデジタル利活用の推進に加え、「働き方改革」の観点から、各種システムの導入などを進めてきました。
- 各都立学校においては、学習評価や成績処理について、ほぼ全ての学校でデジタルを活用した取組を実施しているほか、授業準備へのICTの活用や、学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化について取り組んでいますが、更なる負担軽減や効率化に向け、取組の一層の推進が必要です。

取組の方向性

教員の業務の軽減や効率化に向け、ICTの活用も含めた業務の見直しが進むよう、新たな技術の活用を含め、各学校においてDXを一層推進

(取組)

- Teams等を活用し、教員間の資料共有や児童・生徒への配布物の電子配信を推進【高特】
- 統合型校務支援システムと定期考査採点・分析システムとの連携等により、成績処理等の作業効率を向上【高】
- 保護者コミュニケーションシステムを段階的に導入し、児童・生徒の欠席情報登録や保護者へのお便り配信の電子化を推進【高特】
- デジタルサポーター（ICT支援員）の配置やICTリーダーとなっている教員の時数軽減の推進等、学校のデジタル化を支える人員体制を充実【高特】
- 事務職員による授業料徴収等に係る事務の効率化・負担軽減を図るため、授業料徴収・奨学金支援に関するシステムを再構築し、ペーパーレス化等を推進【高】
- 教職員人事給与システムの再構築を見据えた給与明細等に係るペーパーレス化の更なる推進【小中高特】
- 保護者が学校に提出する書類の電子化について検討【高特】

IV 働く環境の改善

1 処遇改善の検討

【課題・背景】

- 令和5年6月、骨太方針2023において、「職務の負荷に応じたメリハリのある給与体系の改善を行うなど、給特法（※）等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」と示され、現在、中央教育審議会において、議論が進められています。
- 8月には、同審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が、「給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善を図る必要がある」との提言を行いました。

※ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）

取組の方向性

教員が安心してかつ意欲的に働き続けられるよう、国の検討状況を踏まえ、教員の処遇改善策を検討

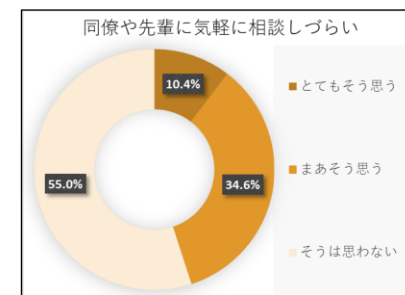
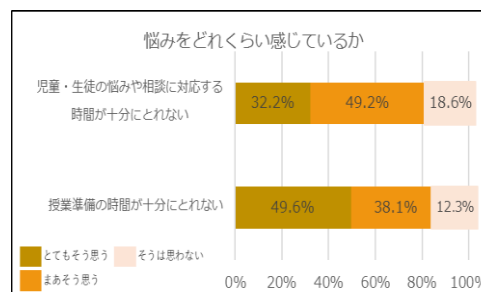
（取組）

- 管理職手当や主任手当の支給額の見直し、新たな手当の創設や教職調整額の見直し等に関する国の検討状況を踏まえ、対応を検討【小中高特】

2 教員が働きやすい職場づくり

【課題・背景】

- 東京都公立学校教員の普通退職者数は近年増加しており、新規採用教員の離職率は約4%となっています。また、毎年1%程度の教職員が精神疾患により休職している状況にあります。
- こうした中、教員同士のコミュニケーションを円滑化し、相談しやすい職場環境を整備することや、メンタルヘルス対策の充実が求められています。
- 都教育委員会が令和4年度に実施した都立学校教員勤務実態調査では、4割を超える教員が同僚や先輩に気軽に相談しづらいと答えています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、民間企業等においては、テレワークや時差勤務等、新たな働き方が浸透しています。また、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）において、政府が地方公務員のうち一般行政部門以外（教育、警察、消防等）の業務に従事する男性職員の育児休業取得率について、令和7年度までに50%とする目標を掲げました。



※都教育委員会「令和4年度 都立学校教員勤務実態調査」（令和5年7月）より

取組の方向性

教員同士のコミュニケーションの円滑化や相談しやすい職場環境の整備など、教員が安心して働ける環境づくりを推進

（取組）

- 教員同士のコミュニケーションの円滑化や効率的な学校運営を可能とするとともに、学校現場の魅力向上を図るため、都立学校において、職員室の環境改善を一層推進【高特】
- 臨床心理士等が学校を訪問し、教職員と個別面談を行うアウトリーチ型相談事業を引き続き実施するとともに、教員が匿名で気軽に相談できるLINE相談窓口を開設し、メンタルヘルス対策を一層推進【小中高特】
- 新規採用教員が同世代の先輩教員に相談できる制度を構築し、安心して働ける職場づくりを推進【小】
- メンタルヘルス対策等、教員の心身の健康の保持・増進を一層推進【小中高特】
- テレワークや時差勤務等の新たな働き方を一層推進するとともに、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえて男性育児休業取得率の目標値を50%以上に向上【小中高特】

3 教員の成長を支える仕組みづくり

【課題・背景】

- 教員が、日々の業務を効果的・効率的に行い、教育の質の向上を図るためには、教員一人一人が業務遂行に必要な知識やスキルを身に付けるとともに、自己研鑽に励み、教育者としての高い見識をもつことが重要です。
- 都教育委員会では、これまでも各種研修等の充実を図ってきましたが、教員の成長を支える更なる取組の強化が求められます。

取組の方向性

効果的・効率的な業務遂行と教育の質の向上のため、教員が必要な知識やスキルを身に付ける機会や様々な経験を通じて自らを研鑽できる機会を確保するための取組を充実

(取組)

- 若手教員等の授業準備等に要する負担軽減を図るため、授業等で活用する教材等の共有や、指導教諭等の授業動画の配信の一層の推進等について検討【小中高特】
<再掲>
- 教育委員会がHP等に掲載している教材や授業の実践例、相談先等の情報について、教員が簡単に見つけることができるよう、教員お助けページ「先生たちの困ったに答えます」を開設【小中高特】
- 若手教員等が教育現場において用いられる専門用語等の理解を推進するため、教育用語集を作成・提供【小中高特】
- 教育者としての見識を広めることや教職の魅力向上を目的として、研修機会の充実や資格取得等に係る支援等について検討【小中高特】

『先生たちの困ったに答えます』（教員お助けページ）を開設しました（令和5年9月）。



○ 学習指導に関係すること
・国語や算数・数学等のドリル教材が欲しい
・道徳の授業作りのヒントが欲しい
・情報教育に関する実践事例・実践動画を見たい
・体力向上及び健康教育のことが知りたい(体育健康教育)
・学習評価について知りたい
○ 生徒指導・安全指導に関係すること
・生命(いのち)の安全教育のことが知りたい(性暴力)
・いじめ防止等のための具体的な取組を知りたい
・ヤングケアラーからもれない子供がいる
・自転車の安全な利用に向けた取組を知りたい
・BOSの出し方に関する取組を推進したい(自殺予防)
○ 不登校に関係すること
・不登校の子供への対応を知りたい
○ 特別支援教育に関係すること
・特別支援教育のことが知りたい
○ 働き方改革に関係すること
・勤務時間や休暇取得について知りたい
・育児・介護と仕事を両立するためのノウハウを知りたい
・キャリアアップの取組について知りたい
・スクール・サポート・スタッフの活用事例について知りたい
・都道府県の地域連携・地域移行について知りたい
○ 専門性への高度化に関係すること
・海外留学や海外研修について知りたい
・海外・介護と仕事を両立するためのノウハウを知りたい
・児童・生徒への虐待や対応に関することが知りたい
・児童・生徒への虐待に関する相談をしたい
・メンタルヘルスについて相談したい

V 意識改革・風土改革

【課題・背景】

- 勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、管理職や服務監督権者である教育委員会が、教員の在校等時間を適切に把握する必要があります。このため、これまでカードシステム等の導入を推進し、令和4年9月時点で全都立学校及び59区市町村の学校で在校等時間の客観的な把握が可能となりました。管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進することが必要です。
- 現在、各区市町村教育委員会や各学校において、働き方改革の推進のため、様々な取組が進められていますが、それぞれの役割に応じた、より主体的な取組が必要です。
- 学校が働き方改革を着実に進めるためには、保護者や地域社会の方々の協力も不可欠です。教員の長時間労働を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという学校における働き方改革の目的や取組について、保護者や地域社会の方々に理解していただくことが重要です。

取組の方向性

働き方改革の取組を効果的に進めるため、教育委員会や学校の主体的な取組を支援するとともに、教員一人一人の意識改革と保護者・地域社会の理解促進のための取組を強化

(取組)

- 各学校等においてタイムマネジメントを意識した働き方を促すため、カードシステム等により把握した在校等時間の見える化を推進【小中高特】
- 区市町村教育委員会や学校が自ら主体的に働き方改革に取り組めるよう、必要な支援の仕組みについて検討【小中高特】
- 区市町村教育委員会などの学校の働き方改革に関する好事例を収集・共有【小中高特】
- 保護者や地域社会の方々に対し、働き方改革への理解、協力をお願いするとともに、警察等の関係機関に対する協力を依頼【小中高特】

小学校・中学校

I 学校・教員が担うべき業務

- ✓ 学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域や民間事業者の活用等、対応策を検討

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

外部人材の配置拡充

- ✓ 副校長補佐
- ✓ スクール・サポート・スタッフ
- ✓ エデュケーション・アシスタント（※1）
- ✓ 社会の力活用事業（※1）

部活動改革の推進

- ✓ 部活動指導員の活用（※2）
- ✓ 休日の部活動の地域連携・地域移行の推進（※2）

III 負担軽減・業務の効率化

人員体制の強化

- ✓ 加配措置による小学校高学年における教科担任制（※1）
- ✓ 負担の大きい校務を担う教員の授業時数軽減

指導業務の改善

- ✓ 教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等

教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

- ✓ 調査等の見直し・縮減

IV 働く環境の改善

教員が働きやすい職場づくり

- ✓ 相談しやすい職場づくり
 - ✓ 男性育業取得率の目標値を50%以上に向上
- #### 教員の成長を支える仕組みづくり
- ✓ 教育用語集の作成・提供

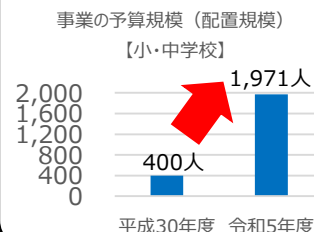
V 意識改革・風土改革

- ✓ 在校等時間の見える化
- ✓ 働き方改革に関する好事例の収集・共有
- ✓ 保護者・地域、関係機関への協力依頼



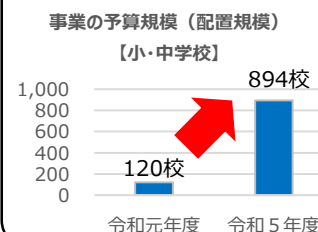
スクール・サポート・スタッフの配置

- ・学習プリントの印刷など、教員の授業準備等をサポートするスタッフを配置



学校マネジメント強化事業

- ・副校長に集中する業務負担の軽減のため、副校長を補佐する外部人材を配置



エデュケーション・アシスタントの配置

- ・副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材を配置

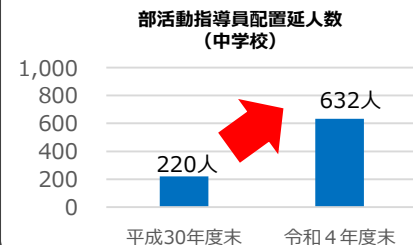
【事業の予算規模】（小学校）

令和4年度(事業開始)・・・20校
令和5年度・・・100校



部活動指導員の配置

- ・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置



※1 小学校における取組
※2 中学校における取組

I 学校・教員が担うべき業務

- ✓ 学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域や民間事業者の活用等、対応策を検討

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

外部人材の配置拡充

- ✓ 副校長補佐

部活動改革の推進

- ✓ 部活動指導員の活用
- ✓ 休日の部活動の地域連携・地域移行の推進 (※)

III 負担軽減・業務の効率化

人員体制の強化

- ✓ 負担の大きい校務を担う教員の授業時数軽減

指導業務の改善

- ✓ 教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等
- ✓ 授業時数や学校行事等、教育課程編成に係る指導・助言の徹底

教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

- ✓ 調査等の見直し・縮減

DXの推進

- ✓ Teams等活用による資料共有や配布物の電子配信
- ✓ 統合型校務支援システムと採点・分析システムの連携 (※)
- ✓ デジタルサポーターの配置、ICTリーダーの時数軽減

学校マネジメント強化事業

- ・副校長に集中する業務負担の軽減のため、副校長を補佐する外部人材を配置

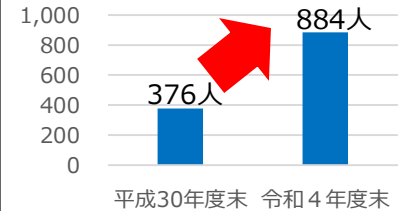
事業の予算規模（配置規模）
【都立学校】



部活動指導員の配置

- ・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置

部活動指導員配置実人数
【都立学校】



IV 働く環境の改善

教員が働きやすい職場づくり

- ✓ 職員室の環境改善
- ✓ 相談しやすい職場づくり
- ✓ テレワーク、時差勤務等、新たな働き方の推進
- ✓ 男性育業取得率の目標値を50%以上に向上

教員の成長を支える仕組みづくり

- ✓ 教育用語集の作成・提供

V 意識改革・風土改革

- ✓ 在校等時間の見える化
- ✓ 働き方改革に関する好事例の収集・共有
- ✓ 保護者・地域、関係機関への協力依頼



- ✓ 保護者コミュニケーションシステムの段階的導入
- ✓ 授業料徴収・奨学金支援に係るシステムの再構築 (※)

